

日田市規則第4号

日田市簡易水道事業の水道事業への統合及び給水施設事業への移行並びに日田市特定環境保全公共下水道事業及び日田市農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用等に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和2年3月4日

日田市長 原 田 啓 介

日田市簡易水道事業の水道事業への統合及び給水施設事業への移行並びに日田市特定環境保全公共下水道事業及び日田市農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用等に伴う関係規則の整備に関する規則

(日田市水道条例施行規則の一部改正)

第1条 日田市水道条例施行規則(平成10年規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(給水契約)</p> <p>第3条 給水装置を使用しようとする者が、条例第12条の規定により給水装置の申込みをし、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)(給水施設事業にあつては、市長。以下同じ。)において承認したときは、管理者との給水契約をしたものとみなす。</p> <p>2 略</p>	<p>(給水契約)</p> <p>第3条 給水装置を使用しようとする者が、条例第12条の規定により給水装置の申込みをし、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)(<u>簡易水道事業及び給水施設事業</u>にあつては、市長。以下同じ。)において承認したときは、管理者との給水契約をしたものとみなす。</p> <p>2 略</p>

<p>(管理者が放棄することができる料金の支払請求権)</p> <p>第16条 条例第33条の2の規定により<u>管理者が放棄することができる料金の支払請求権は、民法第166条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(管理者が放棄することができる料金の支払請求権)</p> <p>第16条 条例第33条の2の規定により<u>管理者が定める料金の支払請求権は、消滅時効の起算日から5年を経過したものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---

(日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則（平成25年規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第6号の規定により同項第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号又は第2号に規定する学校の卒業生であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第6号の規定により同項第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号又は第2号に規定する学校の卒業生であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学</p>

に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年（条例第3条第2項に規定する給水施設（以下「給水施設」という。）の場合は、6か月）以上、同項第2号に規定する学校の卒業者にあっては2年（給水施設の場合は、1年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 外国の学校において、条例第3条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（給水施設の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年（給水施設の場合は、6か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び

に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年（条例第3条第2項に規定する簡易水道等（以下「簡易水道等」という。）の場合は、6か月）以上、同項第2号に規定する学校の卒業者にあっては2年（簡易水道等の場合は、1年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 外国の学校において、条例第3条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年（簡易水道等の場合は、6か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び

第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかとする。

(1) 条例第3条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年(条例第4条第2項に規定する給水施設又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道(以下「専用水道等」という。)の場合は、2年6か月)以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年(専用水道等の場合は、3年6か月)以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年(専用水道等の場合は、4年6か月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2)及び(3) 略

第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかとする。

(1) 条例第3条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年(条例第4条第2項に規定する簡易水道等又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道(以下「専用水道等」という。)の場合は、2年6か月)以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年(専用水道等の場合は、3年6か月)以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年(専用水道等の場合は、4年6か月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2)及び(3) 略

(日田市農業集落排水処理施設条例施行規則の廃止)

第3条 日田市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成9年規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。